

平成26年河南町条例第36号

美しい河南町基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 地球環境の保全及び資源循環型社会の形成（第9条・第10条）

第2節 自然環境の保全及び緑化の推進（第11条・第12条）

第3節 生活環境の保全（第13条）

第3章 景観形成の推進（第14条）

第4章 その他の施策に関する事項（第15条—第19条）

附則

（前文）

私たちのふるさと河南町は、金剛・葛城の山並みと田園風景が広がる豊かな緑に恵まれ、水越川や梅川等の清らかな流れに育まれた、潤いと安らぎのある自然豊かなまちです。

しかしながら、近年の資源・エネルギーの大量消費及び廃棄物の大量発生を伴う社会経済活動や都市化の進展は、生活環境や生態系にまで変化をもたらし、環境への負荷を著しく増大させています。更に、私たちの共通の財産である原風景や里山が失われていくなど私たちを取り巻く環境や景観が大きく変化しつつあります。

先人が守り育ててきたこの緑豊かな美しい河南町を次世代に継承することは、今に生きる私たちの重要な責務であります。

ここに、河南町に関するすべてのひとの協働により「美しい山々がそびえ 美しい川が流れ 美しい心が集うまち」を築くため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境保全及び景観形成について基本理念を定め、並びに町、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、環境保全及び景観形成に関する施

策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において、螢等が生息できる美しい河南町の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 環境保全及び景観形成 良好な環境及び景観を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- (3) 町民 町内に居住する者、町内に存する事務所又は事業所に勤務する者及び町内に存する学校に在学する者をいう。
- (4) 事業者等 町内において事業活動を行う企業、団体、学校及びN P O等をいう。
- (5) 温室効果ガス 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふつ化硫黄をいう。

(基本理念)

第3条 本町における環境保全及び景観形成は、すべての町民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができるよう、良好な環境及び景観を確保し、これを次世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 本町における環境保全及び景観形成は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人とが共生し、かつ快適に暮らさせることを目的として行われなければならない。

3 本町における環境保全及び景観形成は、すべての事業活動及び日常生活において積極的に進められなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、基本理念に基づき、環境保全及び景観形成を図るための施策を策定し、及び実施する。

2 町は、環境保全及び景観形成に関する施策を実施するに当たっては、町民及び事業者等との連携及び協力体制の構築に努めなければならない。

(町民の責務)

第5条 町民は、基本理念に基づき、日常生活において、環境への配慮に努めなければならない。

2 町民は、環境保全及び景観形成に自ら努めるとともに、町が実施する環境保全及び景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、事業活動に伴って生ずる公害その他環境の汚染を防止するとともに、当該事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への影響を最小限に抑えるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者等は、環境保全及び景観形成に努めるとともに、町が実施する環境保全及び景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(その他の者の責務)

第7条 町内への訪問その他の理由で町内に一時的に滞在し、又は町内を通過する者は、町が実施する環境保全及び景観形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第8条 町長は、環境保全及び景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、次に掲げる事項を基本的な方針とする。

- (1) 地球環境の保全
- (2) 資源循環型社会の形成
- (3) 自然環境の保全
- (4) 緑化の推進
- (5) 生活環境の保全
- (6) 景観形成の推進

第2章 環境の保全に関する基本的施策

第1節 地球環境の保全及び資源循環型社会の形成

(環境負荷の低減)

第9条 町は、地球環境の保全を図るため、公共施設において資源及びエネルギーの有効利用等を図ることにより、環境への負荷が低減されるよう必要な措置を講じなければならない。

2 町民及び事業者等は、身近な環境を守ることが地球環境の保全に深く関わっていることを認識し、すべての日常生活及び事業活動において、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化などに、積極的に取り組まなければならない。
(リサイクル等の推進)

第10条 町は、環境への負荷を軽減するため、町民及び事業者等による廃棄物の減量の促進、資源のリサイクル及びエネルギーの有効活用に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 自然環境の保全及び緑化の推進 (生物多様性の確保等)

第11条 町、町民及び事業者等は、自然環境の保全、回復並びに生物多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が保全されるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(緑化の推進)

第12条 町、町民及び事業者等は、環境保全及び景観形成を図るため、緑化の推進に努めなければならない。

2 町は、町の木である「さくら」を美しいまちづくりの象徴として、触れ合う場の創出や、みんなで育てる意味の大切さを学ぶ機会の提供に努めなければならない。

第3節 生活環境の保全 (快適に過ごせる生活環境の向上)

第13条 町、町民及び事業者等は、何人もが快適に過ごすことのできる生活環境の向上に努めなければならない。

第3章 景観形成の推進 (景観形成基本方針の策定)

第14条 町は、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針（以下「景観形成基本方針」という。）を策定するものとする。

2 景観形成基本方針は、地域の特性を生かし、かつ、開発と保全の調和のとれた景観形成を図ることに特に配慮して定めるものとする

3 景観形成基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 景観形成の目標に関する事項
- (2) 景観形成を推進するための施策の体系に関する事項
- (3) 景観形成を推進する地域に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項

第4章 その他の施策に関する事項

(情報の収集、調査研究及び監視等の実施)

第15条 町は、環境の状況を把握するとともに、公害の発生を未然に防止するため、情報の収集、調査研究、監視及び測定その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境保全及び景観形成の啓発等に関する施策)

第16条 町は、環境保全及び景観形成に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、町民、事業者及びその他の者が環境保全及び景観形成に関する理解を深めるとともに、環境保全及び景観形成に関する活動を適切に行うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(協働による推進)

第17条 町、町民及び事業者等は、共通の目的を達成するため、それぞれが主体的、自発的に連携し、協力するなど協働による推進に努めなければならない。

(広域的連携)

第18条 町は、地球的な規模の環境保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国、他の地方公共団体、その他関係団体と協力して行うよう努めるものとする。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(美しい河南町条例の廃止)

2 美しい河南町条例（平成21年河南町条例第28号）は、廃止する。